

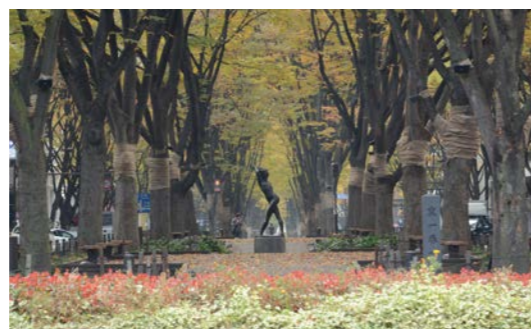
第1部

事業のあらまし

1. 仙台市の概要



仙台のまちを見下ろす伊達政宗公（写真提供：仙台市）



定禅寺通り（写真提供：仙台観光国際協会）



仙台七夕まつり（写真提供：仙台市観光課）



田園風景（写真提供：仙台市）

面積 786.30平方キロメートル
人口 1,085,450人（震災前1,046,737人）
世帯数 504,717世帯（震災前465,811世帯）
（平成28年11月1日現在推計人口、震災前は平成23年3月1日現在推計人口）

○大都市の景観の中に、豊かな緑あふれる「杜の都」

仙台は、1601年に伊達政宗公が開府して以来東北地方の経済・行政・文化の中心地として、また、城下町から学都へと続く長い歴史の中で育まれた都市文化と豊かな自然、多彩な文化芸術活動、四季折々の祭りなど、さまざまな魅力を有する都市として発展してきた。

市中心部を取り囲むように広がる住宅地、東部を中心とした仙台平野には田園風景が広がり、少し足をのばせば海や山の雄大な自然に触れることができる、表情豊かなまちである。

東日本大震災により沿岸部や丘陵地を中心に大きな被害を受けたが、市中心部の都市機能が残りを、また、住宅ストックも十分にあったことから、周辺被災地域からも多くの方々を受け入れることとなった。

2. 東日本大震災の概要、仙台市の被災状況

国内観測史上最大規模の巨大地震と、千年に一度ともいわれる津波が、仙台・東北に未曾有の被害をもたらした。



仙台平野を飲み込む津波（写真提供：仙台市）



宮城野区中野小学校に押し寄せたがれき（写真提供：仙台市）

◇地震の概要（気象庁発表）

- ・地震名：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
- ・発生日時：平成23年3月11日14時46分
- ・震央地名：三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分）
- ・規模：マグニチュード9.0
- ・最大震度：震度7（宮城県栗原市）
- ・市内震度：＜6強＞宮城野区、＜6弱＞青葉区・若林区・泉区、＜5強＞太白区
- ・津波の高さ：仙台港7.1m（推定値）

※最大余震

発生日時：4月7日23時32分 規模：マグニチュード7.2 震央地名：宮城県沖
 震度：＜6強＞宮城野区、＜6弱＞青葉区・若林区、＜5強＞泉区、＜5弱＞太白区

◇被害の概要（仙台市発表）

- ・人的被害：死者904名、行方不明者26名、負傷者2,275名（うち71名は4月7日の最大余震による）
- ・建物被害：＜全壊＞30,034棟、＜大規模半壊＞27,016棟、＜半壊＞82,593棟、＜一部損壊＞116,046棟
- ・宅地被害：地震による被害の程度が「危険」または「要注意」と確認された宅地5,728宅地
- ・津波浸水：被害を受けた世帯 8,110世帯（うち農家1,160世帯）
- ・浸水面積：約4,500ha（うち農地約1,860ha）
- ・市内被害額：推計額 約1兆3,829億円

※ 各数字は直近に気象庁ホームページ、仙台市ホームページにて発表された数値で記載しています。



沿岸部から中心部を望む (写真提供: 仙台市)

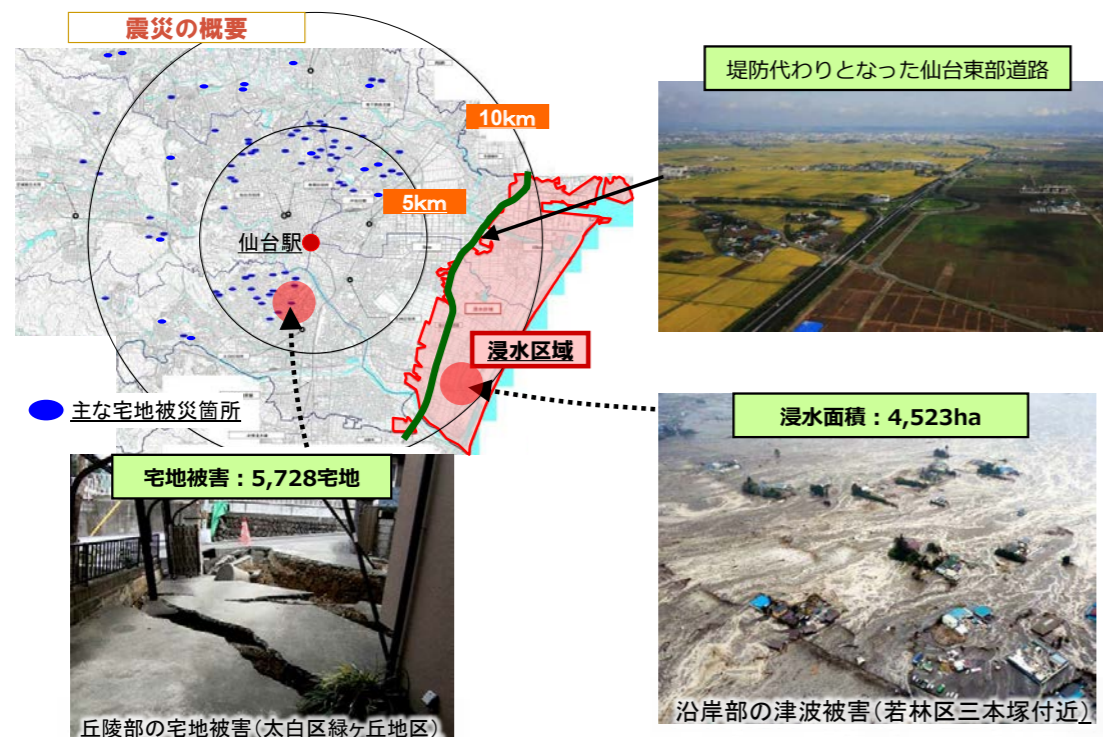


消防隊による行方不明者の捜索 (写真提供: 仙台市)

仙台市内では、東部沿岸部を襲った津波による被害のほか、北西丘陵部を中心に発生した大規模な地すべり等の宅地被害が発生した。一方、市中心部ではビルの倒壊や火災の延焼等の大規模な被害は免れたが、市全体で約14万件の家屋が半壊以上の被害を受けるなど、甚大な被害が発生した。

沿岸部の集落では、津波により多くの方が命を落とされたほか、多くの住宅が流失した。一方で、沿岸から4kmほどに位置する盛土構造の道路（仙台東部道路）が堤防代わりとなり、より内陸の市街地への浸水を防いだ。

(「仙台市復興レポート」より)



3. 仙台市の応急仮設住宅の特徴

①借上げ民間賃貸住宅の活用

わが国においては、災害により避難が長期化する場合、一時的な住まい（応急仮設住宅）としては主にプレハブ仮設住宅を建設してきた。しかし、今回大規模な住宅被害にもかかわらず、仙台市でのプレハブ仮設住宅への入居世帯は1,346戸（平成24年3月）にとどまっている。これは、比較的被害の少なかった市内の既存住宅ストック（民間賃貸住宅等）を活用することで、早期に避難所から仮設住宅への移行が可能となる等のためであり、ピーク時（平成24年3月）で12,009戸を数えた応急仮設住宅のうち、借上げ民間賃貸住宅が9,838戸を占めた。

※プレハブ仮設住宅の建設には、用地の確保や建設に時間がかかるなどの課題がある。

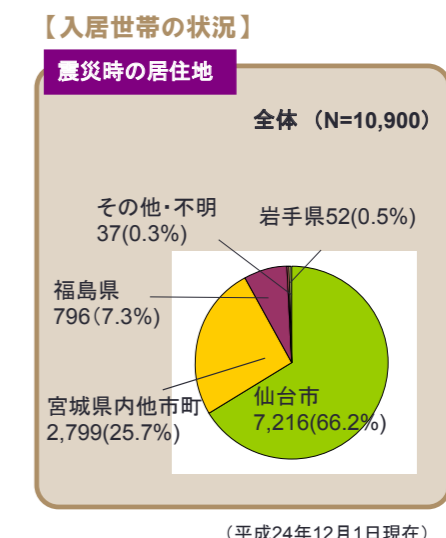
②広域避難者の受け入れ

平成24年12月1日現在での応急仮設住宅入居世帯のうち、約3分の1は発災時の居住地が仙台市外で、なかでも福島県からの入居世帯が全体の1割弱を占めており、津波等により著しい被害を受けた宮城県沿岸部や、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて福島県内から転居してきた世帯も多かったことを示している。また、仙台市の中心部の被害が比較的少なかったことから、子どもや親戚などを頼って避難した世帯も多かったものと推測される。

応急仮設住宅			
【入居世帯数】			
	平成24年 3月30日現在	平成24年 12月1日現在	割合
プレハブ仮設住宅	1,346世帯	1,236世帯	11.3%
借上げ民間賃貸住宅	9,838世帯	8,890世帯	81.6%
借上げ公営住宅等	825世帯	774世帯	7.1%
合計	12,009世帯	10,900世帯	100.0%



プレハブ仮設住宅



3分の1は仙台市外
(福島県からは1割弱)

4. 仙台市社協の被災者支援の考え方

本会では、震災による被災者支援活動を開始するにあたり、下記の基本方針をまとめ、震災から2カ月を過ぎた平成23年5月30日の理事会、評議員会で了承を得た。

震災による被災者支援のための「安心の福祉のまちづくり基本方針」

仙台市社会福祉協議会
平成23年5月

3.11の東日本大震災は、地震による家屋の倒壊（全壊3,190棟）等の被災とともに、大津波による想像を絶した甚大なる被害をもたらし、その惨禍は時が止まったように今もってその荒々しい姿を私たちに見せ続けています。仙台市内だけで、判明した死者数は680人、行方不明者も入れると860人という自然災害としてはかつてないほどの被害規模となり、発災後2か月が経つ今もその全貌が見えない状況にあります。

また、避難者も当初は9万人を数え指定避難所だけでは収容しきれず、民間ビルやあらゆる公共施設に避難者が溢れるなど混乱しましたが、ライフラインが復旧するにつれ漸減をし、現在では家屋の流失や倒壊により帰る家を失くされた方々1,968人が21ヵ所の避難所で不自由な避難生活を強いられています。

そうした中、私ども社会福祉協議会では、発災時から福祉避難所として数多くの要援護者の生活支援を老人福祉センター等において担ってきたほか、被災者支援のための災害ボランティアセンターを3月15日に開設し、27日には全ての区においてセンターを立ち上げ、延3万人以上（1日平均800人：現在は300人）のボランティア（多くは市内の高校生・大学生などの若者）が市民の切実なニーズに応じて献身的に活動を行ってきたところです。

現在、復旧から復興への流れが加速的に推し進められ、全てが前を向いて元の日常に戻りつつある一方で、あらためて被災をした高齢者や障害者などの要援護者の生活課題や、被災した子どもたちや被災により生活が困難になった様々な家庭が抱える問題が日に日に明らかになってきています。

地域福祉の推進を図り、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」（基本理念）を進める社会福祉協議会として、震災後の福祉のまちづくりこそが最大の課題であると考えます。このため「第3次地域福祉活動計画」を一層推進強化するための「安心の福祉のまちづくり基本方針」を定め、また、仙台市震災復興基本方針及び基本計画とも連動しながら、誰もが安心していきいき暮らせる福祉のまちづくりの具体的な施策を地域の住民や諸団体、NPO、ボランティアの皆さん、そして行政と一緒に連携・協働をすることで、強力に推進してまいります。

（安心の福祉のまちづくり基本方針）

1. 被災により支援を必要としている方一人ひとりの安心の確保

被災し様々な困難を抱えた要援護者一人ひとりが安心して生活ができるよう、様々な人々との顔の見える連携・協働により、きめ細かな支援を行っていきます。

2. 被災により様々な問題を抱えた家庭への総合的な安心の提供

被災による生活環境の変化などで心身にストレスを抱えた家族全体の安心の回復が図れるよう、関係諸機関、地域諸団体、ボランティア等と連携・協働をしながら、総合的に支援のできる仕組みづくりと必要な支援事業の開発に取り組みます。

3. 被災により困難を抱えた個人や家庭を支える地域の安心の体制づくり

震災により全てのライフラインの機能が停止し、在宅の要介護の高齢者や障害児者、妊婦など災害弱者の様々な生活問題が浮き彫りとなり、あらためて地域での助け合いや支え合いの具体的なあり方が問われ、今もって多くの課題が残されています。この未曾有の災害を教訓として、私たちは誰もが安心して地域でいきいきと暮らせる地域社会の実現を力強く推し進めるため、総合的な安心の支え合い体制を地域毎に構築していきます。

（P.52 参照）

5. 被災者の生活再建に向けた仙台市のプログラムと社協の役割

仙台市では、平成23年度に策定した「仙台市震災復興計画」中の「生活復興プロジェクト」に基づき、被災者一人ひとりの暮らしの復興に向けて、関係機関と連携しながら、雇用・就労等の経済基盤確立や恒久的な住まいの確保などの総合的な生活再建支援を進めてきた。

平成26年3月には、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に実践することにより、震災復興計画期間内（平成23年度～27年度）での仮設住宅に入居されている方々の生活再建実現に向けて「仙台市被災者生活再建推進プログラム」を策定した。さらに、平成27年3月には震災復興計画最終年度に向け新たな住まいへの移行支援策の強化を中心とした「仙台市被災者生活再建加速プログラム」に改訂し、被災した方々の早期の生活再建に取り組んできている。

この一連のプログラムは、①平成23年8月に実施した借上げ民間賃貸住宅入居世帯のうち津波浸水区域に居住していた世帯に対する市職員による戸別訪問、②平成23年9月と平成24年2月の2回に分けて実施した応急仮設住宅入居者に対する書面での現況調査、③平成24年10月からの応急仮設住宅全世帯への生活再建支援員(シルバー人材センターへ委託)による戸別訪問調査から把握した情報に基づいている。

具体的には、各世帯の生活状況や再建方針、課題等をもとに、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の観点から各世帯を4つに類型化（以下「4分類」という。P.15支援施策の適用イメージ図参照。）し、区毎に設置する「被災者生活再建支援ワーキング・グループ」において情報共有を図るとともに、支援方針や役割分担、分類の見直しなどを行い、一人ひとりの状況や個々の世帯の事情等を踏まえたきめ細かな支援と、人と人とのつながりを大切に、コミュニティ形成の支援に努めることを基本的視点として進められた。

本会に期待された役割

①借上げ民間賃貸住宅入居世帯への対応

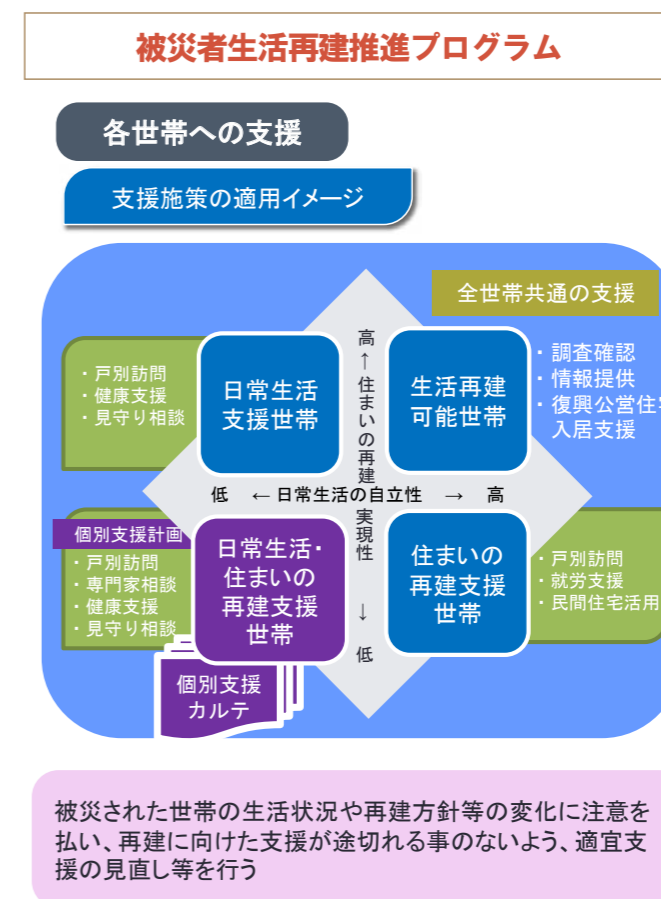
本会の役割としては、仙台市の方針を踏まえ、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな支援を行うことが期待された。特に、平成24年5月から始まる個別訪問には、前年度（平成23年度）の市職員による調査で明らかになった、各種情報や支援物資提供の格差解消、本会の持つ地区社協や民児協等の地域団体とのネットワークを活かした、入居世帯の孤独感・孤立感の緩和等への取り組みに期待が寄せられた。

平成24年9月から始まった「被災者支援ワーキング・グループ」では、区役所の保健福祉センターの各部署などと、特に課題のある世帯の支援方針などの検討を進めた。役割分担は、主に健康状態が深刻である方や行政サービス等につなぐ必要のある世帯などは区役

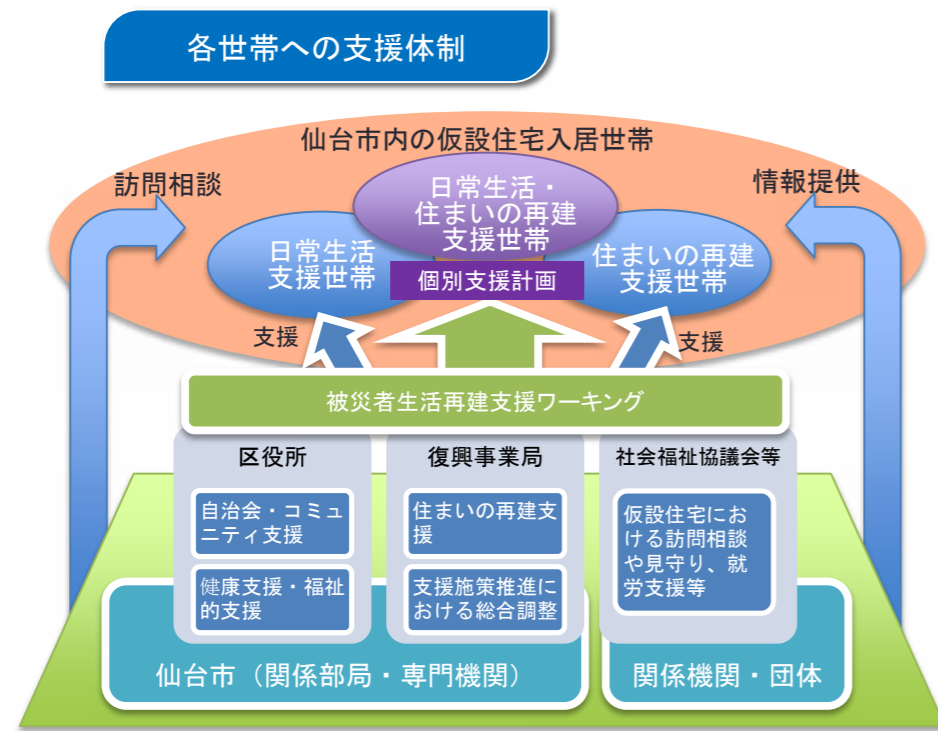
所が、その他生活課題等があり見守りが必要な世帯は本会が中心的に関わっていく体制が次第にできていった。

そのような経緯から、被災者生活再建推進プログラムにおける本会の役割としては、4分類のうち「日常生活支援世帯」（住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯）、及び「日常生活・住まいの再建支援世帯」（住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯）に対する「見守り・生活相談」（支援ニーズに応じて定期的に声がけや見守りを行い、健康状態の把握や生活相談等に対応する）などの訪問活動を通じた孤立防止の取組みが期待された。

※個別訪問の対象者は、当初仙台市から情報提供された約6,000世帯のうち、支えあいセンターが独自に優先順位を付けて訪問を行い、それぞれ継続訪問の判断基準によって、訪問の継続が必要とされた世帯である。その中には、市の4分類に含まれる世帯及び、「受援ニーズ」（支えあいセンターの訪問による課題解決を望んでいる）という基準に該当する世帯も含まれた。



（「仙台市復興レポート」より）



復興事業局と区役所が中心となり支援施策を推進するほか、社会福祉協議会やNPOなど被災者支援団体等と連携し、情報共有や役割分担を図りながら支援を実施



〔仙台市復興レポート〕より

②復興公営住宅入居世帯への対応

復興公営住宅には、お互いを知らない多くの被災世帯が一定期間に集中して入居することから、早期に自治組織を形成することは困難であり、また、地域での見守りも入居後すぐには機能しないことが想定されるため、生活再建推進プログラムでは、自治組織が結成されるなど住民が新たな生活に落ち着くまでの間（半年～1年程度）、入居世帯に対し引き続き生活状況等の把握や見守りなど孤立防止に努めるとともに、コミュニティ形成支援を行うこととした。

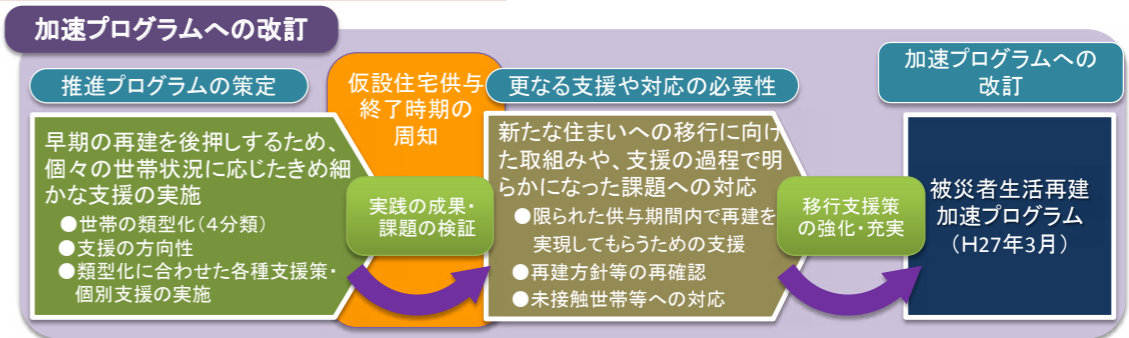
本会の役割として、支えあいセンターはみなし仮設住宅入居世帯同様に訪問活動を通じての孤立防止、区・支部事務所CSW（P.30 参照）は地区社協等を主体とした「小地域福祉ネットワーク活動」を推進してきた実績を踏まえ、周辺住民に対して復興公営住宅建設の受け入れや入居者の見守り活動促進のための働きかけなどを担うこととなった。

被災者生活再建推進プログラム

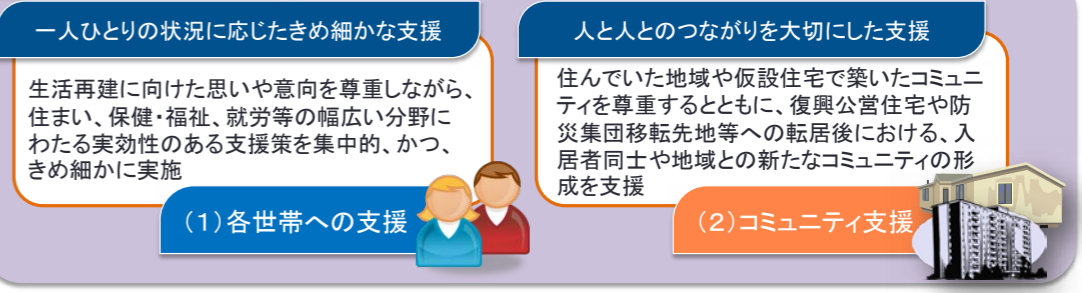


〔仙台市復興レポート〕より

被災者生活再建加速プログラム



2つの視点




〔仙台市復興レポート〕より




6. 年表で見る事業の流れ

年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
2011.3.11 (平成23年)	東日本大震災発生	
2011.3	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部設置 市内に避難所開設 (3.14 最大288カ所) 災害ダイヤル設置 (~3.31) プレハブ仮設住宅建設開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市社協災害対策本部設置 各施設やサービス等の利用者の安否確認 老人福祉センター、障害者福祉センターに福祉避難所開設 (P.51) ①福祉避難所  地区社協、地区民児協、町内会で災害時要援護者の安否確認 各町内会等が避難所運営にあたる ②避難所 (写真提供：仙台市)  市災害ボランティアセンター、宮城野、若林、太白、青葉、泉区災害ボランティアセンターを順次開設 (P.50) ③災害ボランティア  緊急小口資金特例貸付の実施 (P.51) (~4.28)
2011.4	<ul style="list-style-type: none"> 市震災復興基本方針公表 被災者支援相談窓口設置 被災者支援情報ダイヤル設置 	
2011.4.7	最大余震発生	
2011.4	<ul style="list-style-type: none"> みなし仮設住宅申込み受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 青葉・太白・泉区災害ボランティアセンター休止 宮城野・若林区災害ボランティアセンターを北部・南部津波災害ボランティアセンターとする (P.51) (~4.27)

年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
2011.5 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 市震災復興本部設置 市震災復興ビジョン策定 市復興公営住宅整備方針公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「安心の福祉のまちづくり基本方針」を理事会・評議員会で了承 (P.12、52)
2011.6	<ul style="list-style-type: none"> 一部のプレハブ仮設で「安心見守り協働事業」等のコミュニティ支援開始 プレハブ応急仮設住宅全戸完成 	<ul style="list-style-type: none"> 北部・南部津波災害ボランティアセンターを統合し仙台市津波災害ボランティアセンター開設 福祉避難所閉所  ④プレハブ仮設住宅 (写真提供：仙台市) プレハブ仮設での外部ボランティア等の支援始まる あすと長町プレハブ仮設住宅入居者と話し合い  ⑤プレハブ仮設住宅でのイベント 各区地区社協会長会議で震災での取り組みについて振り返り
2011.7	<ul style="list-style-type: none"> 市内の避難所閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター再開
2011.8	<ul style="list-style-type: none"> 県から市へみなし仮設入居被災世帯情報の提供 津波浸水区域で被災したみなし仮設住宅入居世帯の訪問調査開始 (P.14) 	<ul style="list-style-type: none"> 市津波災害ボランティアセンター閉所 復興支援「EGAO (笑顔) せんだい」サポートステーション設置 (P.51) ⑥EGAOのマーク  「安心の福祉のまちづくり懇話会」設置 (P.52) 「安心の福祉のまちづくり懇話会」で地域支えあいセンター事業の検討に着手
2011.9		<ul style="list-style-type: none"> 生活復興支援資金貸付の実施 太白区で借上げ公営住宅の支援開始  ⑦借上げ公営住宅支援開始
<ul style="list-style-type: none"> 市と市社協とで借上げ民間賃貸住宅被災者支援の役割分担等について協議 (P.53) 県と市社協とで協議。市社協独自事業として絆再生事業申請。生活支援相談員募集開始 (P.54) 		




	年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
プロローグ	2011.10 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「復興定期便」による情報提供開始 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉プラザ4階に中核支えあいセンター設置 (P.54)  <p>⑧中核支えあいセンター入口</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回「安心の福祉のまちづくり懇話会」(P.52) 「安心の福祉のまちづくり実施計画」策定 事業開始について報道機関に周知 (P.57)
	2011.11	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興地域かわら版「みらいん」発行開始 (~2015.3.1) 市震災復興計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支えあいセンター事業開始について市・区役所、市民センター、連合町内会、地区社協、地区民児協等に周知、協力要請 (P.57) 太白区プレハブ仮設住宅へのボランティア活動者のコーディネート開始 生活支援相談員の研修、開所準備開始 (P.28)  <p>⑨生活支援相談員 研修</p>
ステージ1	2011.12	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転や宅地被害住民説明会開始 防災集団移転促進事業等に関する意向調査実施 (~2012.2.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支えあいセンター事業開始 (情報コーナー設置、巡回相談所開始) (P.58)  <p>⑩地域支えあいセンター事業開始式</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区で仮設住宅自治会、被災自治会、地区社協等主催の被災者交流サロン開催支援 (P.62)  <p>⑪市民センターでの巡回相談所</p>
	2012.1	<ul style="list-style-type: none"> 被災宅地の復旧に係る相談窓口開設 防災集団移転促進事業等に関する個別相談を実施 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度創設・受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「安心の福祉のまちづくり助成金」申請受付開始 「被災者情報の取り扱いガイドライン」策定 (P.62) 青葉区宮城地区地域福祉フォーラム実施 若林区復興の輪ミーティングの開始 (P.63)  <p>⑫若林区復興の輪ミーティング</p>

	年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
ステージ1	2012.2 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> 借上げ民間賃貸住宅入居者向けサロン（お茶飲み交流会）開始 (P.59)  <p>⑬同郷サロン</p> <ul style="list-style-type: none"> 「支えあいだより」発行開始 (P.59) 太白区の一部の地区で借上げ民間賃貸住宅への試行的戸別訪問（区事務所、民生委員、中核センター）(P.62)
	2012.3		<ul style="list-style-type: none"> この頃から地区社協等による被災者向け交流サロン開始 (P.62)  <p>⑭地域主催被災者向けサロン</p> <ul style="list-style-type: none"> 太白区地域5団体合同研修会 宮城野区プレハブ仮設住宅のリーダーおよび支援者の情報交換会実施
	2012.4	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業局設置（生活再建支援室設置） 	<ul style="list-style-type: none"> この頃から区と共催での借上げ民間賃貸住宅入居世帯向け運動教室など開催 生活支援相談員19名追加採用
ステージ2	2012.5	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 各区センター（常設相談所）設置（あおば・たいはくは福祉プラザ内）(P.69)  <p>⑮常設相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> 区センターの設置により支えあいセンター事業の体制強化 (P.73) 借上げ民間賃貸住宅入居世帯への個別訪問開始（高齢者含、15歳以下の子を含む一人親世帯）(P.67) ウォーキング教室開催 (P.70)  <p>⑯借上げ民間賃貸住宅個別訪問</p>
	2012.6	<ul style="list-style-type: none"> 東部地域の住宅宅地再建支援制度受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 泉区被災者支援関係機関情報交換会開始 (P.73)

年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
2012.7 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> 訪問結果について行政への報告開始 借上げ民間賃貸住宅入居世帯数を「借上げ民間賃貸住宅世帯数一覧」として地域に提供 (P.62)
2012.8		<ul style="list-style-type: none"> 借上げ民間賃貸住宅への個別訪問開始 (30-64歳の一人暮らし世帯) (P.68)  <p>⑰個別訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 青葉区被災者支援ネットワークミーティング開始
2012.9	応急仮設住宅の単身高齢者等を対象に緊急通報サービス開始 ・被災者支援ワーキング・グループ開始	<ul style="list-style-type: none"> 同郷サロン開催協力開始 (南三陸町) (P.69) 被災者支援ワーキング・グループに参加開始 (P.68)  <p>⑱被災者ワーキング・グループ</p>
2012.10		<ul style="list-style-type: none"> 被災者による「作品展」開催 (P.70)  <p>⑲24年度 作品展</p> <ul style="list-style-type: none"> 太白区役所との共催による同郷サロン開始 (福島県、山元町、石巻市出身者)
2012.11		<ul style="list-style-type: none"> 「東日本大震災の被災者支援に関する情報提供に関する協定書」取交わし (P.33)

年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
2012.12 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅（1住宅12戸）の入居申込受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 気仙沼市社協による同郷サロン開催協力 (P.69)  <p>⑳他社協と共催での同郷サロン</p> <ul style="list-style-type: none"> 若林区地域福祉フォーラム実施
2013.2		<ul style="list-style-type: none"> 泉区被災者支援ネットワーク会議開始 借上げ民間賃貸住宅支援団体連絡会議開催 (P.34)  <p>㉑支援団体連絡会</p>
2013.3	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅入居意向調査開始 	
2013.4		<ul style="list-style-type: none"> 区・支部事務所にCSWを配置 (P.73)
2013.5		<ul style="list-style-type: none"> 借上げ民間賃貸住宅個別訪問希望アンケート実施 (優先訪問対象外世帯等) 訪問希望世帯を訪問する (P.68)
2013.6	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅入居者募集方針（詳細）決定 	
2013.8	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水区域の住宅再建に係る支援制度開始 (区域拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> この頃から各区で復興公営住宅建設予定地域の地域団体による支援者会議等の働きかけを行う (P.89)  <p>㉒地域団体等による支援者会議設立</p> <ul style="list-style-type: none"> 借上げ民間賃貸住宅支援団体連絡会議開催
2013.9	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅（6住宅661戸）の入居申込受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「復興公営住宅建設地域における見守り・支え合い推進事業助成金」受付開始

	年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
ステージ2	2013.10 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「作品展・発表会」開催 (P.70)  <p>◎25年度 作品展・発表会</p>
	2013.11		<ul style="list-style-type: none"> ・この頃から主催サロンの自主化を図る (P.86) ・ウォーキング教室開催 ・借上げ民間賃貸住宅支援団体連絡会議開催 ・青葉区復興公営住宅に関する地域住民向け説明会開催
	2014.1		<ul style="list-style-type: none"> ・太白区、宮城野区で支援者連絡会、準備会設立  <p>◎復興公営住宅支援者連絡会議</p>
	2014.2	・津波浸水区域の住宅再建に係る支援制度拡充（修繕への直接補助等）	・この頃から復興公営住宅住民と地域住民との交流会始まる (P.89)
	2014.3	・被災者生活再建推進プログラム策定 (P.14)	
ステージ3	2014.4	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅等入居支援金制度開始 ・生活再建支援室から生活再建推進室へ変更 ・「住まいと暮らしの再建サポートセンター」開所 (P.84) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年度の復興公営住宅入居開始 ・中核支えあいセンターに復興住宅班設置 ・たいはくセンター移転  <p>◎復興公営住宅</p>
		・「東日本大震災の被災者支援及び復興公営住宅孤立防止支援に関わる情報提供に関する協定書」取交わし	

	年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
ステージ3	2014.5 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅全戸訪問開始（生活再建支援員）(P.85) ・防災集団移転促進事業にかかる集団移転先7地区の宅地申込受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・田子西復興公営住宅支援者の会設立
	2014.6	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅ワーキング・グループ開始 ・この頃から、復興公営住宅の自治会設置に向けた区役所を中心とした働きかけ進む (P.89) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅ワーキング・グループ参加開始 (P.85) ・復興公営住宅定期訪問開始 (P.85)  <p>◎復興公営住宅ワーキング・グループ</p>  <p>◎復興公営住宅 定期訪問</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・借上げ公営住宅入居世帯の訪問開始 (P.84) ・ウォーキング教室開催
	2014.7	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅（36住宅2,447戸）の入居申込受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区において各復興公営住宅支援者連絡会の活動（マップ作り、ネットワーク会議、ウェルカムサロン実施等）にかかる経費について助成金申請の支援を行う ・「認知症講座」開催
	2014.10		<ul style="list-style-type: none"> ・「復興文化祭」開催 (P.86)  <p>◎26年度 復興文化祭</p>
	2014.12		<ul style="list-style-type: none"> ・「次の手」を考える支援活動団体連絡会開催
	2015.2		<ul style="list-style-type: none"> ・「ありがとうコンサート」開催

	年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き
ステージ3	2015.3 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市で第3回国連防災世界会議開催 被災者生活再建加速プログラム策定 (P.17) 防災集団移転先7地区の宅地引渡し式 公共事業による宅地復旧完了 	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市社協として国連防災世界会議パブリック・フォーラムの一つ「災害ボランティアフォーラム」を市と共催する 定期訪問ガイドラインについて内部研修 (P.93)
	2015.4		<ul style="list-style-type: none"> (社福) 泉区社会福祉協議会との合併、及び各区支部社会福祉協議会との組織一体化 2015年度の復興公営住宅入居開始 各区センターで定期訪問開始 (P.96)
ステージ4	2015.6		<ul style="list-style-type: none"> この頃から支援者会議等を中心とした復興公営住宅ウェルカムイベントが始まる (P.101)  <p>②復興公営住宅ウェルカムイベント</p>
	2015.9		<ul style="list-style-type: none"> 地域主体の見守り活動に引き継ぐための「地域つなぎ」のしくみをつくる (P.97)  <p>③地域つなぎのようす</p>
	2015.10		<ul style="list-style-type: none"> 太白区で復興公営住宅支援活動パネル展及び被災者作品展実施 (P.101) 気仙沼はまらいんや会総会開催協力 (P.86)
	2015.11		<ul style="list-style-type: none"> 「みんなの作品展」開始 (P.97)  <p>④復興公営住宅集会所でのみんなの作品展</p>

	年月日	仙台市（行政）の動き	社協・地域の動き	
ステージ4	2015.12 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄東西線開業 		
	2016.2	<ul style="list-style-type: none"> 津波被災者再建支援金制度を創設 せんだい3.11メモリアル交流館全館オープン 		
	2016.3	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅3,206戸整備完了 		
	2016.4	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業局を廃止し健康福祉局に統合 仙台市で被災した方の仮設住宅の供与期限（原則5年間、特定の要件に該当する方を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年度に入居開始した復興公営住宅すべてで自治会加入・設立完了 2016年度の復興公営住宅入居開始 	
	2016.5	<ul style="list-style-type: none"> 「東日本大震災の被災者支援及び復興公営住宅孤立防止支援に関わる情報提供に関する協定書」取交わし 		
	2016.6		<ul style="list-style-type: none"> 支えあいセンター・CSW事業の振り返りのための合同会議開催 	
	2016.9		<ul style="list-style-type: none"> 支援対象世帯の拡充（みなし解約世帯、再建済み世帯）を決定 (P.116) 	
	2016.10		<ul style="list-style-type: none"> 若林区復興公営住宅自治会情報交換会開催 再建済世帯訪問、復興公営住宅フォローアップ訪問開始 (P.122) 	
			<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅と地域のコミュニティ活性化のための「つなぐ・つながるプロジェクト」(つなプロ)開始 (P.122) 	
	2016.11	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅フォローアップ訪問開始 		
		<ul style="list-style-type: none"> 「つなプロ」支援団体情報交換会開催 (P.34)  <p>②復興公営住宅と地域活性化のためのつなぐ・つながるプロジェクト</p>  <p>③支援団体の情報をまとめた「つなカタログ」</p>		
2017.1		<ul style="list-style-type: none"> 宮城野区復興公営住宅自治会情報交換シンポジウム開催 		
2017.2		<ul style="list-style-type: none"> 支援団体情報を集約した「つなカタログ」をツールに復興公営住宅コミュニティ活性化のための支援を開始 		

7. 生活支援相談員の役割と雇用、研修体制

本事業の中心的役割を担ったのは、震災後に雇用した生活支援相談員である。その役割は、被災者の声を聴き、それぞれの世帯の状況を理解し、どのようなニーズを抱えているかを把握することである。その上で、その世帯の課題解決に役立つ情報の提供や支援機関へのつなぎを行い、世帯の自立を支援することを目指しており、複合的な課題がある世帯など、課題解決が困難なケースは、区・支部事務所CSWや区役所保健福祉センター等に助言を求め、必要に応じケース会議等で協議している。

生活支援相談員は、事業予算が単年度ごとの補助金であることなどから、原則単年度雇用（最大5年までの更新が可能）の嘱託職員として採用し、業務量の増加に伴い、ピーク時（平成25年4月）には40名を雇用了。

研修については、本会内部研修のほか、全国社会福祉協議会や特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）作成のテキストに基づき、宮城県サポートセンター支援事務所等による体系的な研修を約1カ月かけて行った。

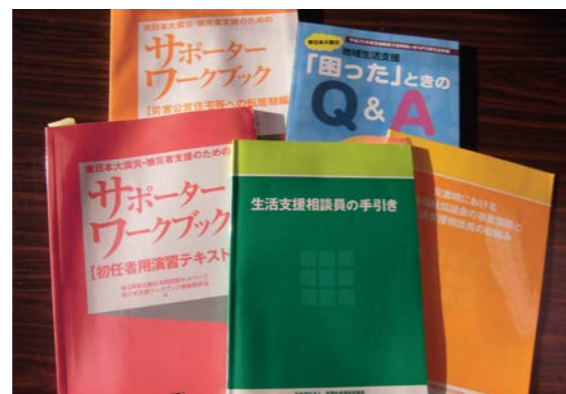
その後、市民センターへ出向いての巡回相談所の業務など、一つひとつの相談対応の実践の中で、各種支援制度や相談窓口についての問い合わせなどを行いながら、知識を蓄積していき、傾聴技術も磨いていくこととなった。

みなし仮設住宅入居者への個別訪問、復興公営住宅入居者への定期訪問を開始するにあたっては、その都度本会独自のガイドラインを作成し、具体的な活動の流れや継続訪問の必要性の判断基準を細かく示し、対応の標準化を目指した。

その他、宮城県被災者支援従事者研修のほか、ステージの変化に応じた内部研修、区役所保健福祉センター等他機関主催の外部研修にも積極的に参加し、スキルアップを図っている。



内部研修



全社協やCLC発行のテキストを活用

平成23年度中核支えあいセンター研修関係日程表

月	日	曜	件名	講師	時間
10	28	金	辞令交付 事務局長訓示、支えあいセンター事業の説明、オリエンテーション		8:30～17:00
	31	月	～被災者支援の心得～	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
11	1	火	～被災者支援の心得～	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
	2	水	～被災者支援の心得～	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
	4	金	○仙台市社協の組織・役割・事業の概要等 ○ボランティアセンター事業について、災害ボランティアセンターについて ○日常生活自立支援事業について、成年後見制度とは ○母子家庭等・自立支援センターの業務について ○地域包括支援センターの業務について 終了後 グループワーク 30分	市社協内部講師	8:30～16:30
	7	月	○民生委員児童委員の役割を知る ○被災者の体験談及び生活状況を知る ○民生委員児童委員について、貸付制度について、受託業務について 終了後 グループワーク 30分	地区民児協会長、被災された方、市社協内部講師	8:30～16:30
	8	火	○仙台市における被災状況と課題、仙台市支援相談について等 ○地域福祉事業について、地区社協・小地域福祉ネットワーク事業 ○「地域支えあいセンター事業」について 終了後 グループワーク	仙台市復興事業局震災復興室、市社協内部講師	8:30～16:30
	9	水	○障害者生活支援センターの業務について ○就労支援について（外部研修参加） 【被災地での「働くこと」の創造を目指して～豊中市の取り組みから学ぶ～】	市社協内部講師 大阪府豊中市市民協働部理事・くらしセンター	10:00～12:00 13:30～15:00
	10	木	○仙台市社協における自主事業と受託事業、介護保険制度について	市社協内部講師	13:30～15:00
	11	金	○被災者の心の健康等 地区社協会長会見学	仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）	10:00～12:00 13:00～17:00
	15	火	サロン活動見学		終日
	16	水	サロン活動見学		終日
	17	木	泉区社協小地域福祉ネットワーク研修参加、サロン活動見学		終日
18	金	サロン活動見学		終日	
12	8	木	○DVについて	仙台女性のための暴力防止センター（ハーティ仙台）	10:00～12:00
	13	月	障害者の理解と社会福祉協議会の役割	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
	16	金	○心肺蘇生法・AEDの使用法等の講習	仙台市消防局	10:00～12:00
	16	金	子ども・家族への支援	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
1	10	火	仮設住宅入居者の生活から見えるもの	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
	30	月	被災者を取り巻く法律問題への対応	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
2	1	水	配慮を要する高齢者の対応	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30
3	19	月	～フォローアップ～ ○被災者支援の振り返り、○地域課題化の視点、個別課題の集約方法 ○交通安全指導について、○事例検討と支援プロセスの分析・評価 ○専門機関・関連機関との連携方法	県サポートセンター支援事務所	9:30～16:30

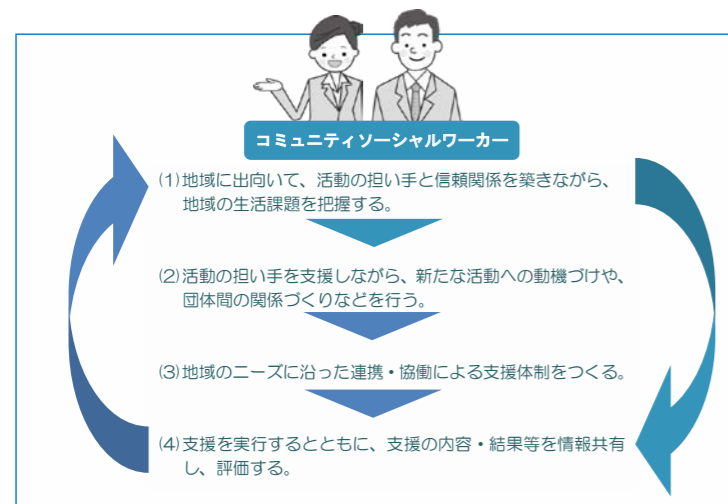
合計 138 時間

8. CSWの配置と役割

本会では、第2期仙台市地域保健福祉計画及び第3次仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、日常的に地域の状況を把握し、地域の福祉的課題解決やより良い地域社会づくりに向けた活動を支援し、地域の力や関係者のネットワークで解決を進める役割を担う専門職「コミュニティソーシャルワーカー」（以下、「CSW」という。）を平成25年度より配置している。

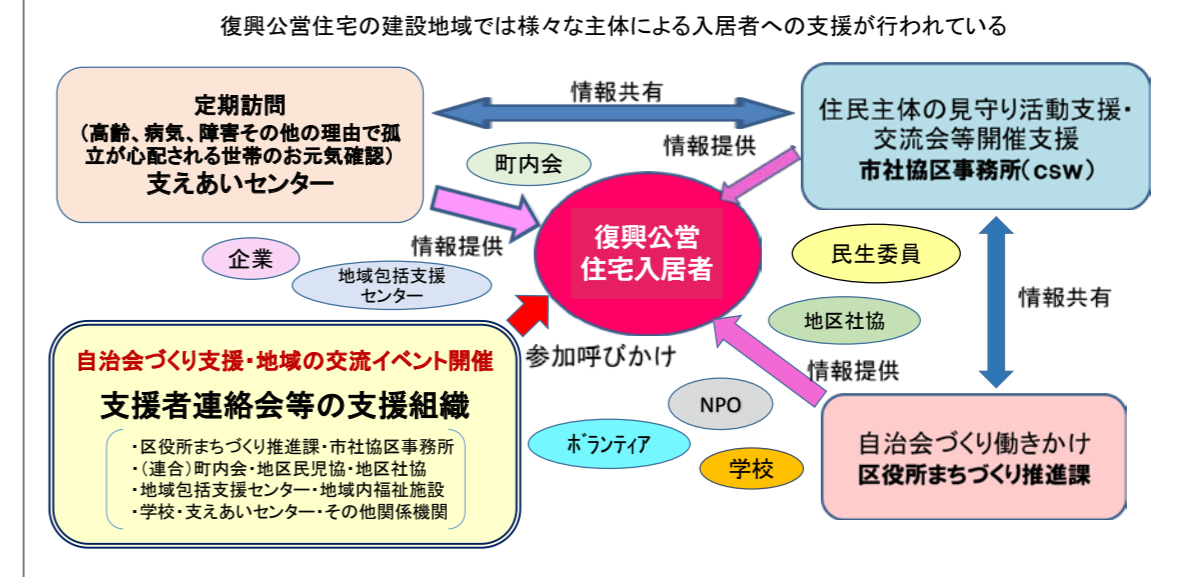
平成25年度は、一部の復興公営住宅への入居が開始され、翌年度からはそれが本格化することを受けて、仙台市においても復興公営住宅入居世帯の孤立防止策の推進を検討し始めた時期でもあった。本会としても、それまで区・支部事務所において地域福祉の推進業務を担っていた、計11名の「地域担当職員」をCSWに移行し、復興公営住宅建設地域での入居世帯への支援体制づくりに重点的に取り組むこととしたものである。

CSWは、復興公営住宅やその周辺地域を含む新たなコミュニティづくりに向け、その中心的な役割を担い、地区社協や町内会、関係機関と連携しながら、同じ地域の住民同士による見守り・支え合い活動が促進されるよう、引き続き支援に取り組んでいる。



地域住民向け研修会でのファシリテーターを務めるCSW

復興公営住宅入居者へのコミュニティ支援



コミュニティ支援の例（平成25～28年度）

- ・復興公営住宅建設地域における自治会コミュニティの活性化支援
- ・地域支援者勉強会（研修会）開催支援
- ・復興公営住宅支援者会議立ち上げ支援
- ・支援者会議や復興公営住宅自治会の活動に対する助成金申請支援
- ・支援者連絡会議作業部会（マップ製作、見守り）支援
- ・復興公営住宅入居者と地域住民との交流会の開催支援
- ・復興公営住宅における外部ボランティアによるイベントのマッチング
- ・復興公営住宅自治会によるサロン活動の立ち上げ支援
- ・復興公営住宅における「みんなの作品展」の開催支援
- ・復興公営住宅自治会の福祉委員配置支援
- ・地域住民と復興公営住宅住民協働での草刈り、一斉清掃実施の支援
- ・復興公営住宅自治会役員同士の情報交換会実施
- ・津波浸水区域における女性会議準備会の開催支援

9. 財源と組織体制

①事業の財源（予算額）の推移

	補助金等	自主財源 (災害寄附金を含む)	合計
23年度	東日本大震災対応にかかる市町村社協助成金		
	住まい対策拡充等支援基金事業補助金 〔ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業〕	38,895千円	
	共同募金配分金・歳末たすけあい配分金	13,500千円 1,190千円	600千円
24年度	宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金 〔社会的包摂「絆」再生事業〕	153,246千円	752千円
25年度	宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金 〔社会的包摂「絆」再生事業〕	154,656千円	776千円
26年度	宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金 〔社会的包摂力構築「絆」再生事業〕	204,084千円	767千円
27年度	宮城県被災者健康・生活支援総合交付金	162,516千円	802千円
28年度	宮城県被災者支援総合交付金	124,381千円	2,271千円*

*本記録誌発行経費を含む

②職員数の推移

	中核センター	区センター	合計
23年10月	所長、主事、生活支援相談員25名 (あおば5、みやぎの7、わかばやし6、たいはく4、いずみ3)		27名
24年4月	所長、副所長、主任、生活支援相談員39名 (あおば7、みやぎの10、わかばやし10、たいはく5、いずみ7)		42名
24年5月	所長、副所長、主任	生活支援相談員38名 (あおば8、みやぎの9、わかばやし8、たいはく7、いずみ6)	41名
25年4月	所長、副所長、主任	生活支援相談員40名 (あおば9、みやぎの9、わかばやし9、たいはく8、いずみ5)	43名
26年4月	所長、主任兼副所長、主任、生活支援相談員4名(復興住宅班)	生活支援相談員36名 (あおば7、みやぎの8、わかばやし8、たいはく8、いずみ5)	43名
27年4月	所長、主任兼副所長、主事	生活支援相談員36名 (あおば9、みやぎの8、わかばやし8、たいはく6、いずみ5)	39名
28年4月	所長、主任兼副所長、主事	生活支援相談員25名 (あおば6、みやぎの5、わかばやし5、たいはく5、いずみ4)	28名

10. 個人情報の取り扱いについて

被災者支援活動を行う上で、個人情報の把握は必要不可欠であった。特に、本事業の当初の対象であった借上げ民間賃貸住宅入居世帯については、プレハブ仮設住宅とは異なり、その存在が見えにくく、市との情報共有が無ければ支援のアプローチが困難であった。このため、市は平成23年9月からの借上げ民間賃貸住宅入居世帯への調査の際に、本会への情報提供についての各世帯の意思を確認し、同意した世帯についての「世帯状況等調査票」の写し約6,000世帯分（初回。その後随時追加された）を受け取った。

受け取った世帯状況等調査票については、社協内部での取り扱いルールのほか、当時、被災者支援を行う目的で個人情報の提供を希望していた民生委員、町内会、地区社協などの支援者への情報提供のルールを明確にするため、平成24年1月、「被災者情報の取り扱いガイドライン」を定め、可能な範囲での情報提供に努めた。

平成24年11月には、本会と市との間で「東日本大震災の被災者支援に関わる情報提供に関する協定書」※を取り交わし、データによる情報共有が開始された。以後2年に一度更新し、厳密な取り扱いに努めた。

※平成26年4月からは復興公営住宅入居世帯への支援開始に伴い、「東日本大震災の被災者支援及び復興公営住宅孤立防止支援に関わる情報提供に関する協定書」に変更。

(第5部資料編を参照)



世帯状況等調査票

11. 行政、関係機関との連携について

本会が被災者の生活再建支援を行う上では行政との連携が不可欠であったが、一方行政においても社協に対する期待が大きく、被災者支援の方向性や枠組みを検討する行政主催の各種会議に社協もメンバーとして参加し、ともに議論、検討できたことが円滑な支援につながったといえる。

行政関係部署の次部長クラスの会議「生活再建支援部会幹事会（平成28年度から生活再建支援連絡会議）」においては生活再建支援に関する課題調整が、また、課長クラスの会議「被災者支援連絡調整会議」では、生活再建支援に関する実施事業の企画、検討がなされた。各区役所の保健福祉センターやまちづくり推進課等の担当で構成される「被災者支援ワーキング・グループ」では応急仮設住宅入居世帯、「復興公営住宅ワーキング・グループ」では復興公営住宅入居世帯について、それぞれ情報の共有と個々の支援方針の検討を行った。

また、これらの会議の他、必要に応じて、区ごとの個別ケース会議の開催、各地域包括支援センターや介護サービス事業者、その他関係機関等との情報共有や同行訪問なども行った。

さらに、中核支えあいセンター主催による支援団体同士の市域の情報交換会も開催した。当初は借上げ民間賃貸住宅入居世帯への支援活動を行っている団体を対象としたが、復興公営住宅への移行期など、ステージに応じて対象を拡大した。様々な団体が活動するなか、被災者の現状について情報を共有し、次の活動の目的について共通認識を持つことができるという意味で有意義な場となった。

その他、サロンやイベント等様々な団体と協働しての事業も行っている。平成25年度からは県サポートセンター支援事務所との共催により、仙台弁護士会から弁護士の派遣を受けての無料法律相談を行っているほか、平成28年度は若年層の就労支援を行っている認定NPO法人Switch（スイッチ）との共催で無料パソコン講座なども行った。

また、平成28年10月からは、特に復興公営住宅でのコミュニティ活性化に向けたさらなる支援を目的に、「復興公営住宅と地域のコミュニティ活性化のためのつなぐ・つながるプロジェクト（略称：つなプロ）」を市と協働で立ち上げ、支援活動の実績のある団体等の情報を集約した上で復興公営住宅自治会に提供し、自治会の要望と合致するものがあれば活動者と自治会とをつなぐという取り組みを開始した。（P.122 参照）

12. データからみる事業の推移

○みなし仮設住宅入居世帯に対する支援

みなし仮設住宅とは、借上げ民間賃貸住宅と借上げ公営住宅を指す。借上げ公営住宅入居世帯への支援は、平成26年度から実施している。

① 巡回・常設相談所 相談者数

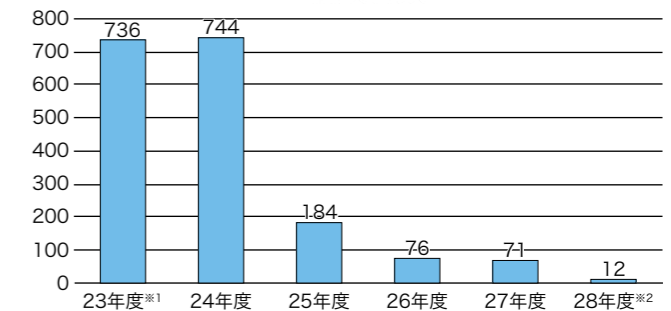
（巡回相談所：平成23年12月～平成24年3月、常設相談所：平成24年5月～現在）

図表：1-12-1

（単位：名）

年度	相談者数
平成23年度*1	736
平成24年度	744
平成25年度	184
平成26年度	76
平成27年度	71
平成28年度*2	12
合計	1,823

図表：1-12-2



相談所への来所者は、個別訪問開始前から開始直後にあたる平成23年度と24年度が最も多くなっており、25年度以降は落ち着きが見られる。一方、相談所への来所以外に、個別訪問時の相談対応となる場合があるため、この点についても表やグラフで後述する。（⇒④個別訪問相談内容へ）

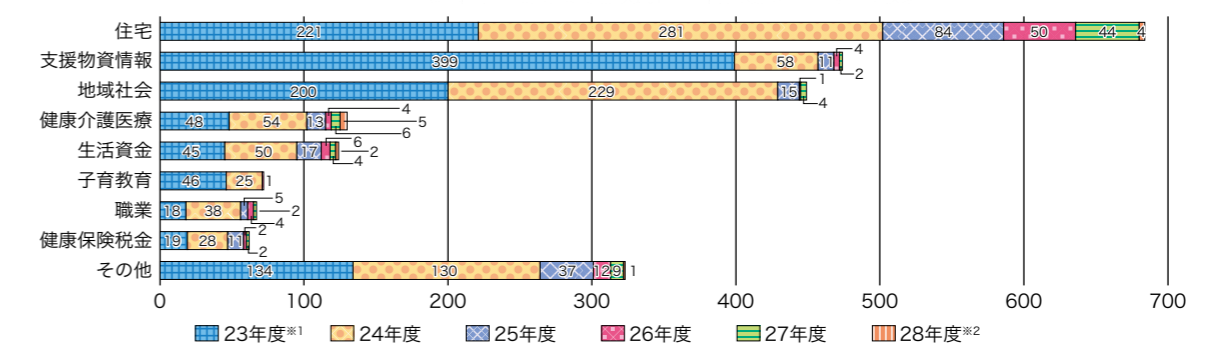
② 巡回・常設相談所 相談内容（種類）

図表：1-12-3

（単位：件）

年度	相談内容	住宅	支援物資情報	地域社会	健康介護医療	生活資金	子育て教育	職業	健康保険税金	その他	合計
平成23年度*1		221	399	200	48	45	46	18	19	134	1,130
平成24年度		281	58	229	54	50	25	38	28	130	893
平成25年度		84	11	15	13	17	0	5	11	37	193
平成26年度		50	4	1	4	6	1	4	2	12	84
平成27年度		44	2	4	6	4	0	2	2	9	73
平成28年度*2		4	0	0	5	2	0	0	0	1	12
合計		684	474	449	130	124	72	67	62	323	2,385

図表：1-12-4



期間を通して、住宅、支援物資情報、地域社会の順に多くなっている。また、平成23年度で見ると、支援物資情報に関する相談件数が最も多かった。

※1 期間：平成23年12月～平成24年3月 ※2 期間：平成28年4月～9月

③ 個別訪問対象世帯数および対応件数

(a) 仮設住宅入居世帯の推移（仙台市発行「生活再建レポート」より）

図表：1-12-5 (単位：世帯)

住宅の種類	年度	平成24年 3月末	平成25年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月	平成28年	
						4月	9月
プレハブ仮設		1,346	1,170	1,020	771	304	28
借上げ民間賃貸住宅 (みなし仮設)		9,838	8,476	7,201	5,815	3,341	1,086
借上げ公営住宅 (みなし仮設)		825	737	680	350	155	42
計		12,009	10,383	8,901	6,936	3,800	1,156

※各月1日時点の世帯数（平成24年は除く）

(b) みなし仮設住宅入居世帯数（社協への情報提供に同意した世帯）の属性別推移

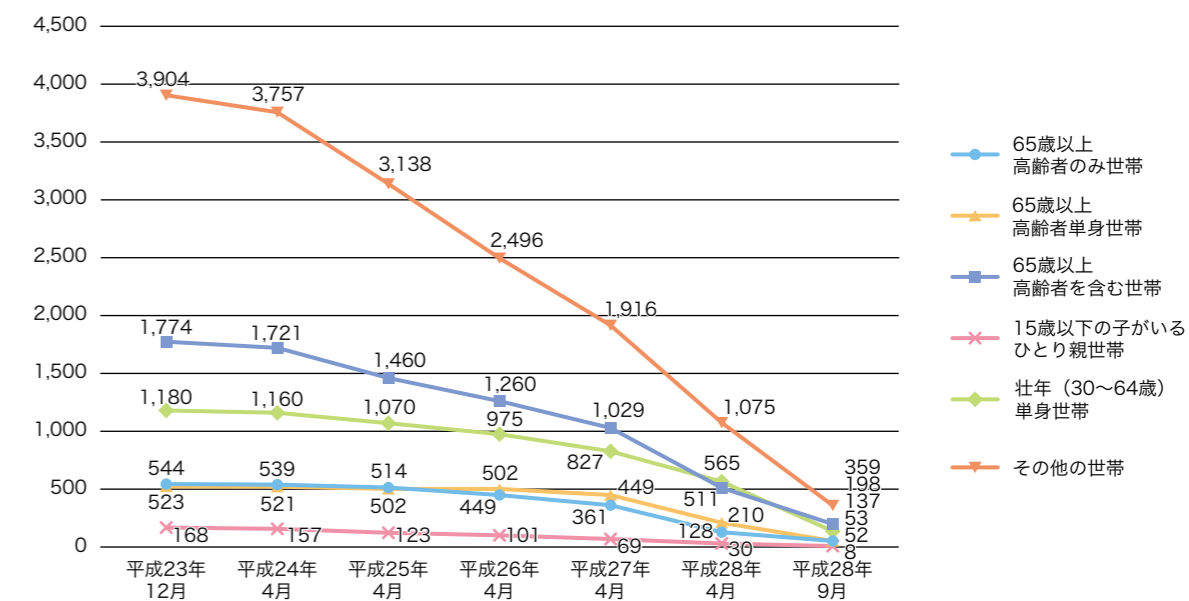
図表：1-12-6 (単位：世帯)

属性	年月	平成23年 12月	平成24年 4月	平成25年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月	平成28年 4月	平成28年 9月
65歳以上 高齢者単身世帯		523	521	502	502	449	210	52
65歳以上 高齢者のみ世帯		544	539	514	449	361	128	53
65歳以上 高齢者を含む世帯		1,774	1,721	1,460	1,260	1,029	511	198
15歳以下の子が いるひとり親世帯		168	157	123	101	69	30	8
壮年（30～64歳） 単身世帯		1,180	1,160	1,070	975	827	565	137
その他の世帯		3,904	3,757	3,138	2,496	1,916	1,075	359
総世帯数（参考）		8,093	7,855	6,807	5,783	4,651	2,519	807

※各月1日現在の状況

図表：1-12-7

みなし仮設住宅入居世帯数（社協への情報提供に同意した世帯）の属性別推移



このグラフは、仙台市提供の入居者データ（平成28年10月1日時点）をもとに、本会が加工したものである。各世帯の世帯員の生年月日と退去日をもとに、その当時の入居世帯を属性別に整理している。なお、データ上で生年月日が不明な世帯は、この集計から除いている。

65歳以上高齢者を含む世帯が他の属性に比べて多く、どの属性においても、復興公営住宅等の入居が本格化した27年度以降は大きく減少している。

(c) 対応件数

図表：1-12-8 (単位：件)

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ^{※1}	合計
訪問	8,194	7,462	5,118	3,175	595	24,544
電話	943	601	1,304	542	126	3,516
その他 ^{※2}	62	709	613	1,528	1,183	4,095
合計	9,199	8,772	7,035	5,245	1,904	32,155

※1 28年度は9月末までの実績

※2 関係機関との情報共有、解約時の記録作成等を含む。

仮設住宅入居世帯数は、復興公営住宅の入居が始まった平成26年度、入居が本格化した平成27年度以降の減少が大きい。それに伴い、個別訪問の対象世帯数、訪問件数も減少している。（後述する復興公営住宅の訪問対象世帯数、件数も参照）

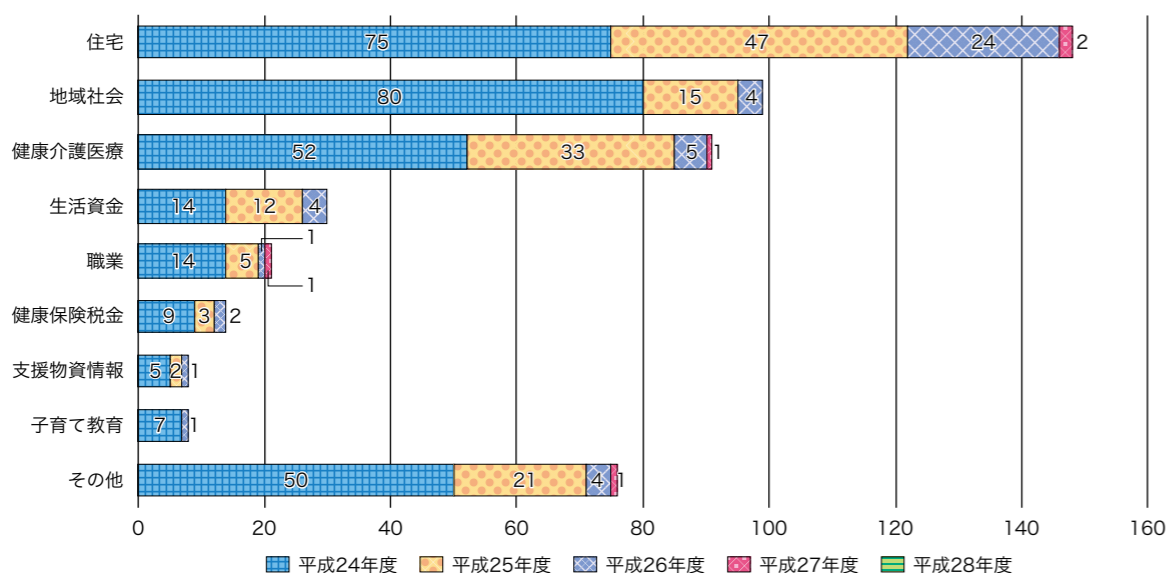
また、訪問件数のピーク年度であった平成24年度は、1日あたり（休日を除く）およそ30世帯強を訪問していたことになる。

④ 個別訪問の相談内容

図表：1-12-9 (単位：件)

相談内容	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合 計
住宅	75	47	24	2	0	148
地域社会	80	15	4	0	0	99
健康介護医療	52	33	5	1	0	91
生活資金	14	12	4	0	0	30
職業	14	5	1	1	0	21
健康保険税金	9	3	2	0	0	14
支援物資情報	5	2	1	0	0	8
子育て教育	7	0	1	0	0	8
その他	50	21	4	1	0	76
合 計	306	138	46	5	0	495

図表：1-12-10 個別訪問の相談内容（種類と推移）



この図表は、個別訪問時に受け付けた相談の件数と内容を示している。

個別訪問時、すなわち被災者宅への訪問時には、住宅に関する事、地域社会に関する事、健康介護医療に関する事の順に相談内容が多かった。平成27年度以降、住宅に関する相談がほとんどないが、これは復興公営住宅の入居が本格化したことなどにより、住宅課題が解決したということが数字としても表れている。

また、訪問件数に比べ、相談件数は数字としては少なく表れている。訪問活動は、対象世帯の生活状況の確認やニーズ把握、その世帯が抱える課題の整理や自立に資する情報提供を目的に、見守りや傾聴等を行っており、各種相談については、適切な相談窓口等を案内し、自分で問い合わせられるよう寄り添いながら支援した結果が表れている。

⑤ 個別訪問の訪問区分の推移

支えあいセンターの個別訪問では、継続訪問による支援の必要性を判断するための一定の基準（ガイドライン）を作成し、1世帯ごとの訪問結果に応じて、その都度下記のような訪問区分を設定し、支援を行った。（ガイドラインの詳細は、第5部「資料編」を参照）

支えあいセンターの個別訪問区分と訪問時期

図表：1-12-11

A 区分（優先対象）	受援ニーズが高く、客観的にも生活課題や見守りの必要性を確認している ⇒世帯と合意した積極的な課題対応にあたるので、少なくとも月1回程度の訪問
B 区分（再訪希望）	受援ニーズが高いが、支えあいセンターとしては自立状態と見なしている ⇒支えあいとしては支援課題がないので、少なくとも2か月に1回程度の訪問
C 区分（定期見守）	受援ニーズが低い、又は生活課題の自覚がないが、客観的には見守り支援が必要 ⇒世帯としては支援を強く望まないため、少なくとも2か月に1回程度の訪問
D 区分（自立状態）	受援ニーズが低い、又は訪問拒否されており、客観的にも自立度が高い ⇒世帯も支えあいも互いに訪問支援は不要と感じているので、個別訪問は見送る 世帯から支援要望を受けた場合や状況変化の情報を入手した場合は、再度の課題分析により区分の見直しを行う
E 区分（状況未確認）	訪問時不在、または十分な判断材料が得られておらず、判断保留の状態 ⇒初回訪問から1～2週間後に再訪する 不在票投函にも反応なく、その後も不在で連絡も来なければ当面の訪問は見送る
除外（解約・退去確認）	例① 生活再建推進室提供の被災世帯情報に退去日が記載されている 例② 関係者から、近日中の転居予定や転居した事実が確認されている 例③ 外観から空き家と確認できる等、客観的に世帯員が居住していない ⇒次回個別訪問の対象から除くだけなので、その他の支援（ダイレクトメール発送・サロン案内等）とは分けて考えること（必要に応じて訪問再開することもある）

この訪問区分の推移について下記の表やグラフにまとめた。

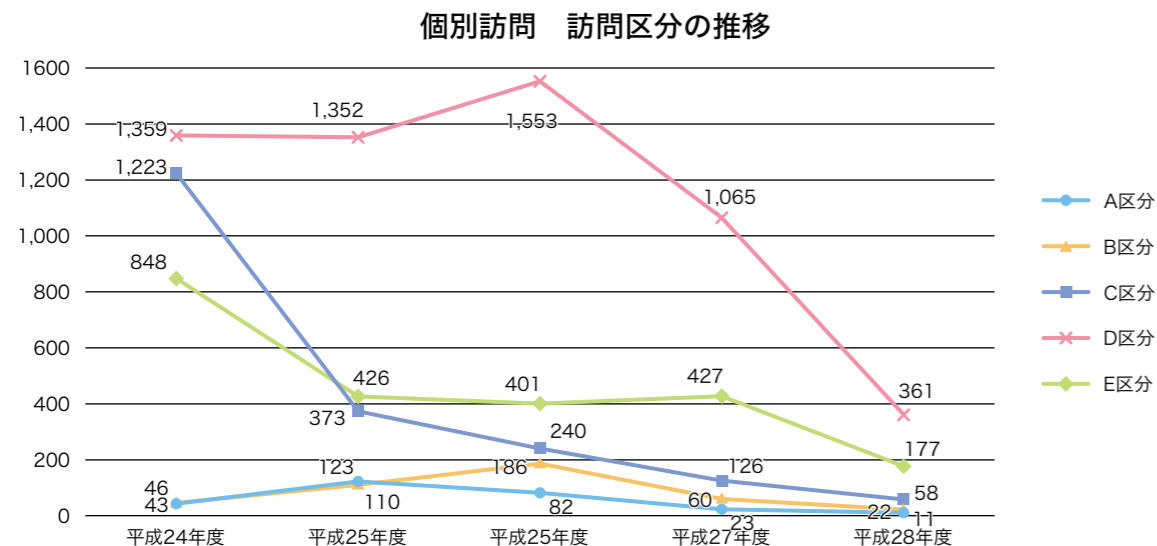
個別訪問の訪問区分の推移

図表：1-12-12 (単位：世帯)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 区分	43	123	82	23	11
B 区分	46	110	186	60	22
C 区分	1,223	373	240	126	58
D 区分	1,359	1,352	1,553	1,065	361
E 区分	848	426	401	427	177
合 計	3,519	2,384	2,462	1,701	629

※ 24～27年度は各年度末時点、28年度は9月末時点での訪問区分

図表：1-12-13



このグラフは、各年度末時点（28年度は9月末時点）での訪問区分別に分けた支援対象世帯数であり、注目したいのは、A区分（優先対象）とB区分（再訪希望）の該当世帯の推移である。

A区分とは、課題があり、受援ニーズもある世帯であり、一方B区分とは、課題はないが受援ニーズがある世帯である。A区分は25年度以降減少傾向にあるが、B区分は26年度末まで上昇傾向にあり、課題は解決されても、「また来てほしい」というニーズが解消されるのには時間がかかることが分かる。

⑥ 個別訪問世帯の自立に必要な5つの視点別の課題の推移

支えあいセンターの個別訪問では、前述A～Eの区分を判断する視点として下記の5つを掲げており、この視点をもとに支援方針を設定している。（ガイドラインの詳細は、第5部「資料編」を参照）

ここでは、その5つの視点別に課題の有無を整理し、その推移を記載する。

自立に必要な5つの視点

図表：1-12-14

視点1	心身の健康と安定した日常生活 (表・グラフの表現：心身)	世帯員の心身の健康が保たれており、日常生活を支障なく送ることができる
視点2	社会的な関わりの維持 (表・グラフの表現：社会的)	何らかの形で社会とのつながりを保つ意欲があり、社会的に孤立していない
視点3	生計の維持 (表・グラフの表現：生計)	今後の生計を維持できる蓄財、または収入の見通しがある
視点4	住宅環境の整備 (表・グラフの表現：住環境)	これからの居住先について方針が定まり、みなし仮設の借上げ支援が終了しても問題ない
視点5	情報の収集と活用 (表・グラフの表現：情報)	世帯の自立のために必要な情報が得られている

個別訪問世帯の自立に必要な5つの視点別 課題あり・なしの判断件数

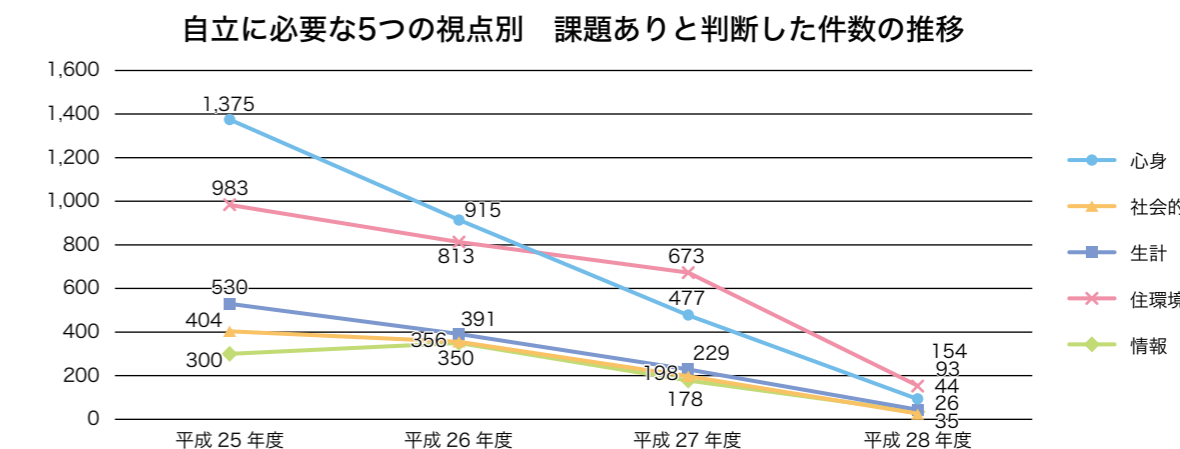
図表：1-12-15

(単位：件)

年度	心身		社会的		生計		住環境		情報	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
平成25年度	1,375	4,196	404	4,411	530	3,873	983	4,175	300	4,126
平成26年度	915	4,995	356	5,297	391	5,015	813	5,049	350	5,130
平成27年度	477	3,805	198	3,913	229	3,789	673	3,573	178	3,857
平成28年度	93	1,263	26	1,261	44	1,242	154	1,195	35	1,217

※ 28年度は9月末までの実績

図表：1-12-16



記録管理データベースが整備された平成25年度以降のデータをもとに整理している。また、数値は判断の延べ回数を示しているため、実際の世帯数とは一致しない。

このグラフから、みなし仮設住宅における主な課題は、「心身」と「住環境」であることが分かる。特に、平成27年度以降においては、「住環境」の課題が「心身」のそれを上回っている。これは、被災した地域によって住宅の供与期間が異なっていたり、復興公営住宅等への入居時期が世帯により様々であったりすることなどにより、住まいの再建に時間がかかっていることが要因と思われる。

○復興公営住宅入居世帯に対する支援

① 定期訪問対象世帯及び対応件数

(a) 定期訪問対象世帯数

図表：1-12-17 (単位：世帯)

年度	平成26年6月末	平成27年4月末	平成28年4月末	平成28年9月末
入居世帯数	497	638	2,589	3,009
訪問対象世帯数	37	156	547	554
割合(%)	7.4	24.5	21.1	18.4

(b) 対応件数

図表：1-12-18 (単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ^{※1}	合計
訪問	564	1,293	720	2,577
電話	53	185	91	329
その他 ^{※2}	65	312	72	449
合計	682	1,790	883	3,355

※1 28年度は9月末までの実績

※2 関係機関との情報共有等を含む。

平成27年度に対象世帯数や訪問件数が増えているのは、この年に復興公営住宅への入居が本格化したためである。また、平成26年度入居の住宅では、後述する「地域つなぎ」により支えあいセンターの訪問が終了する一方、平成28年度内でも復興公営住宅への入居が進んでいる状況にあり、年間では平成27年度実績を超える見込みである。(P84～105参照)

② 定期訪問の相談内容(種類と推移)

図表：1-12-19 (単位：件)

指導内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度 [※]	合計
職業	0	2	1	3
生活資金	0	1	2	3
健康介護医療	0	2	1	3
地域社会	1	2	0	3
健康保険税金	0	1	0	1
住宅	0	1	0	1
子育て教育	0	0	0	0
支援物資情報	0	0	0	0
その他	0	4	0	4
合計	1	13	4	18

※28年度は9月末までの実績

定期訪問時に受け付けた相談件数は、個別訪問時のそれに比べると少ないが、支援物資という被災者支援に関する内容より、日常生活に関わる相談に切り替わっていることが分かる。また、その他の4件の内容は、行政手続き、猫の譲渡、消費者被害、ドッグセラピーに関することであった。

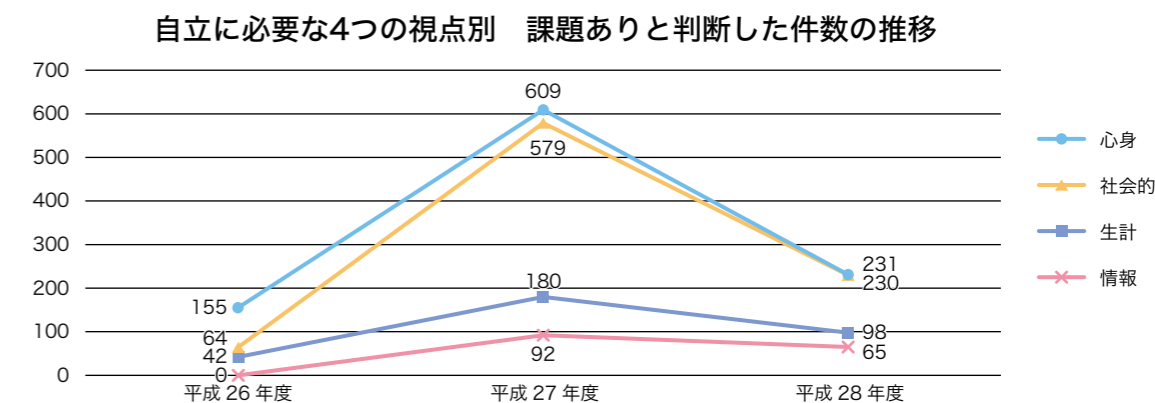
③ 定期訪問世帯の自立に必要な4つの視点別・課題あり世帯数の推移

図表：1-12-20 (単位：件)

年度	心身		社会的		生計		情報	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
平成26年度	155	350	64	414	42	131	0	136
平成27年度	609	892	579	873	180	665	92	696
平成28年度	231	423	230	421	98	329	65	332

※28年度は9月末までの実績

図表：1-12-21



復興公営住宅への入居が始まった平成26年度以降の数値であり、前述の個別訪問と同様、数値は判断の延べ回数を示しているため、実際の世帯数とは一致しない。

また、個別訪問時の視点にあった「住宅環境の整備」は、復興公営住宅入居によりこの点の課題は解決されたとみなし、項目は削除している。

グラフから、復興公営住宅入居後も、心身面や社会的なつながりの面での課題を抱える世帯が、その他の課題に比べて相対的に多いことが分かる。

④ 定期訪問から「地域つなぎ」をした住宅と世帯数

図表：1-12-22

復興公営住宅名	整備戸数	定期訪問対象世帯 ※1 (A)	地域つなぎをした世帯数 (B)	割合 (%) (B/A)	実施年度※2
田子西	176	40	8	20.0	平成 27 年度
荒井東	197	52	10	19.2	平成 27 年度
若林西	152	40	7	17.5	平成 27 年度
上原	27	6	2	33.3	平成 27 年度
鹿野	70	11	3	27.3	平成 27 年度
仙台駅東	27	4	2	50.0	平成 27 年度
幸町第三	38	5	3	60.0	平成 28 年度
燕沢東	63	4	1	25.0	平成 28 年度
あすと長町第二	96	13	5	38.5	平成 28 年度
合計	846	175	41	23.4	

※1 対象世帯の抽出作業時点の数値
 ※2 平成 28 年度は、9 月末までの実績

「地域つなぎ」とは、各復興公営住宅において自治会（またはそれに代わる組織）が設置されたのちに、定期訪問対象世帯のうち、地域関係者に見守りを呼びかけておくことが望ましいと思われる世帯の情報を提供する仕組みである。地域の見守り主体と同行訪問などによって顔つなぎをした上で、今後の地域での見守り活動の一助としていただくことを目的としている。（詳細は、第5部「資料編」を参照）

表は、仙台市内に40カ所建設された復興公営住宅のうち、平成28年9月末までに9カ所の住宅で地域つなぎをした実績である。

支えあいセンターの訪問対象世帯のうち、およそ4分の1にあたる世帯を地域の見守り主体につないでいることが分かる。その他は、支えあいセンターで自立と判断し支援を終了した世帯であったり、地域包括支援センターや行政などにつないだ世帯である。

なお、このほかに住宅によっては、地域の見守りが必要と思われる世帯について、その都度民生委員につないだケースがある。また、すでに地域での見守り体制ができており、この仕組みで地域につなぐ必要がなかった住宅もある。これらのケースの件数は、この表には含まれていない。

○支援対象世帯を支援機関へつないだ件数

支えあいセンターでは、定期的な見守り訪問を通じて、課題を抱える世帯を把握したときには、適切な相談・支援機関につなぎ、自立支援を行っている。

次頁の表やグラフは、課題に対し、どのような相談・支援機関につないだかを表したものである。

① みなし仮設住宅入居者に対する他機関へのつなぎ件数

図表：1-12-23

相談内容	住宅に関する こと	健康不安・ 相談	介護サー ビス	生活困窮	サロ ン・イ ベン ト参 加希 望	就 労	見 守 り 希 望	支 援 金 ・ 義 援 金	ボ ラ ン テ ィ ア 要 請	支 援 物 資	そ の 他 相 談	総 計
つなぎ先												
他支援機関 (NPOやボランティア団体含む)	10	1	3	0	15	19	0	1	1	1	3	54
仙台市生活再建推進室	46	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	52
区役所（家庭健康課）	0	43	0	3	4	0	0	0	0	0	0	50
地域包括支援センター	3	7	31	2	0	0	4	0	0	0	0	47
区役所（障害高齢課）	2	18	9	1	0	0	1	1	0	0	2	34
仙台市復興公営住宅室	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	32
民生委員	2	0	0	3	5	0	6	0	0	0	1	17
市社協区事務所（貸付）	2	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	14
区役所（保護課）	1	3	0	9	0	0	0	0	0	0	0	13
仙台市仮設住宅室	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	11
区役所（その他）	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	10
宮城県	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
市役所（その他）	2	0	0	0	0	1	0	2	1	1	2	9
地区社協	3	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3	9
町内会・自治会	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	6
市社協区事務所（ボランティアセンター）	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
その他	7	2	0	1	5	1	0	2	1	0	11	30
総計	129	76	43	35	33	21	13	11	6	3	31	401

みなし仮設住宅入居時であるため、住宅に関することが最も多く、市役所の関係部署へつないだケースが多いことが分かる。また、健康不安や介護サービスに関することについては、区役所や地域包括支援センターへ適切につないでいる。

一方、つなぎ先として最も多かった他支援機関（NPOやボランティア団体含む）へは、サロンなどの交流の場であったり、就労相談へつないだりするケースが多かった。

② 復興公営住宅入居者に対する他機関へのつなぎ件数

図表：1-12-24

相談内容 つなぎ先	健康不安・相談	サロン・イベント参加希望	見守り希望	介護サービス	住宅に関する事	生活困窮	ボランティア要請	就労	その他相談	総計
地域包括支援センター	4	4	11	9	0	0	0	0	0	28
区役所（障害高齢課）	7	0	0	4	0	2	0	0	5	18
区役所（家庭健康課）	9	0	1	0	0	1	0	0	5	16
生活再建推進室	3	0	0	0	0	0	0	0	7	10
町内会・自治会	0	4	0	0	1	0	0	0	1	6
他支援機関 (NPOやボランティア団体含む)	0	1	0	0	0	1	1	0	1	4
復興公営住宅室	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
民生委員	1	0	2	0	0	0	0	0	1	4
区役所（保護課）	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
地区社協	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
区役所（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
市役所（その他）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	3	5	0	0	1	0	1	0	5	15
総計	29	14	14	13	6	6	2	1	26	111

復興公営住宅入居後は、健康不安やサロン・イベント参加希望、見守り希望といった日々の生活や地域との関わりを求める相談に対し、関係機関につなぐケースが多くみられた。また、住宅や支援金・義援金、支援物資に関する内容が、みなし仮設住宅入居時に比べて減っている。これらのことにより、相談の内容が被災の有無に関わらず、どの地域でも考えられる普遍的なものへと移行していることが分かる。

③ その他（巡回・常設相談）での他機関へのつなぎ実績

図表：1-12-25

相談内容 つなぎ先	住宅に関する事	健康不安・相談	生活困窮	就労	サロン・イベント参加希望	介護サービス	支援物資	ボランティア要請	支援金・義援金	見守り希望	その他相談	総計
復興公営住宅室	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
生活再建推進室	13	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	16
他支援機関 (NPOやボランティア団体含む)	1	1	0	5	3	0	1	0	0	0	5	16
区役所（家庭健康課）	0	10	0	0	1	1	0	0	0	1	2	15
仮設住宅室	8	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	11
区事務所（貸付）	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
地域包括支援センター	0	3	0	0	0	5	0	0	0	0	0	8
市役所（その他）	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6
区役所（保護課）	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
区事務所（ボランティアセンター）	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4
区役所（その他）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
区役所（障害高齢課）	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
地区社協	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
町内会・自治会	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
民生委員	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
宮城県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	7	3	0	4	1	0	2	0	1	1	19	38
総計	54	21	14	10	9	6	6	3	3	2	36	164

巡回・常設相談では、みなし仮設住宅入居者からの相談が大半であるため、住宅に関する相談に対する関係機関へのつなぎ件数も多くを占めている。相談内容も、上記①の表（みなし仮設住宅入居者に対する他機関へのつなぎ件数）と似たものになっている。

○中核支えあいセンター主催・共催サロンの実施状況

図表：1-12-26

年度	名 称	のべ回数・参加者数	のべ地域支援者数
平成 23 年度	荒町茶話会、福沢茶話会、旭ヶ丘茶話会、うつくしまお茶っこ交流会、お茶っこふるさと語っぺし、パバママ交流会、高砂お茶っこ交流会、田子お茶っこ交流会、ふくしまお茶飲みサロン、大和地区親子でお茶飲み会、伊達で美味しく交流サロン、みやぎのおめぎで子育てサロン、西多賀ふれあい交流サロン、黒松交流会、こらんしょ茶話会、ほっと一息珈琲タイム、ハーブティーを楽しむ会、泉サロン	37 回 400 人	75 人
平成 24 年度	南三陸町再会さろん、気仙沼はまらいんや交流会、荒町サロン、福沢サロン、木町通サロン、旭ヶ丘サロン、ほっこりふれんどサロン、台原サロン、国見なんだりかんだりの会、福祉ブラザ手芸サロン、福祉ブラザサロン、木町通りハートフルコンサート、折立地区社協なのはな絆サロン、高砂サロン、雄勝サロン、中央サロン、宮城野区中央サロン、福室サロン、東部サロン、田子サロン、岩切サロン、わわわっぺし☆茶話会、陽だまりサロン、子育て雨宿り、ふくしまお茶飲みサロン、和み・かたらいん茶話会、いぐねおぢゃっこの会、若林愛・逢いサロン、ぽっかぽかサロン、みやふくサロン、あらまちサロン、寄せ植えサロン、六郷子育てサロン、河原町古城サロン、隣人まつり、もしイタ、ほのほの中央サロン、中田達者 DE サロン、ほのほの柳生サロン、ほのほの富沢サロン、子育てび〜ちサロン、たいはくキッズサロン、福島そうそう茶話会、やっぺし石巻茶話会、ヤマモト元気会、富沢ミニコンサート、絆再びサロン、こらんしょ、黒松サロン、南光台サロン、泉中央サロン、泉サロン、のびすく	306 回 4,870 人	479 人
平成 25 年度	南三陸町再会さろん、気仙沼はまらいんや交流会、福祉ブラザ手芸サロン、福祉ブラザボランティアサロン、北六お茶飲みサロン、福沢サロン、木町通巡回相談・ミニサロン、木町通サロン、旭ヶ丘サロン、ほっこりふれんどサロン、福祉ブラザサロン、国見なんだりかんだりの会、支倉町サロン、台原地域交流会、折立地区社協なのはな絆サロン、八幡地区ふれあいコンサート、高砂サロン、雄勝サロン、宮城野区中央サロン、わわわっぺしサロン、だれでもサロン！まざらいん、榴ヶ岡サロン、高砂市民センターサロン、子育て雨宿り、東部カフェサロン、ビーズプレスレット作り教室、田子カフェサロン、にっこり〜なほっこり〜なサロン、料理サロン、和み・かたらいん茶話会、いぐねおぢゃっこの会、若林愛・逢いサロン、ぽっかぽかサロン、みやふく de 和むちゃ、みやふくサロン、ふくしましゃべり場茶話会、あらまちサロン、寄せ植えサロン、まち歩きウォーキング講座、大和サロン、ほのほの中央サロン、中田達者 DE サロン、ほのほの柳生サロン、ほのほの富沢サロン、たいはくび〜ちサロン同窓会、福島そうそう茶話会、やっぺし石巻茶話会、ヤマモト元気会、寄せ植えサロン、泉崎交流サロン、西多賀交流会、ボランティアサロン、黒松サロン、南光台巡回相談サロン、泉中央サロン、泉区役所巡回相談サロン、のびすく泉中央サロン、泉中央交流カフェ	395 回 7,604 人	990 人
平成 26 年度	気仙沼はまらいんや交流会、福祉ブラザ手芸サロン、福祉ブラザボランティアサロン、福沢サロン、木町サロン、旭ヶ丘サロン、ほっこりふれんどサロン、福祉ブラザサロン、支倉町サロン、青葉げつよう会、ひまわり会、上杉ふれあいサロン、台原地域交流会、折立地区社協なのはな絆サロン、らくらくリフレッシュ in たかさご、雄勝サロン、らくらくリフレッシュ in みやぎの、いぐねおぢゃっこの会、若林愛・逢いサロン、ぽっかぽかサロン、みやふく de 和むちゃ、ふくしましゃべり場サロン、ほのほの中央サロン、中田達者 DE サロン、ほのほの柳生サロン、ほのほの富沢サロン、福島そうそう茶話会、やっぺし石巻茶話会、ヤマモト元気会、富沢園芸カフェ、ほのほの柳生どっとサロン、ふれあいコンサート in 富沢、西多賀交流会、富沢フラワーアレンジカフェ、黒松サロン、南光台巡回相談サロン、泉中央サロン、泉区役所巡回相談サロン、泉中央交流カフェ、被災者地域支えあいネットワーク事業	331 回 6,340 人	1,005 人
平成 27 年度	気仙沼はまらいんや交流会（自主グループ）、刺し子クラブ、福沢サロン、木町サロン、旭ヶ丘サロン、ほっこりふれんどサロン、ブラザサロン、支倉町サロン、ひまわり会（自主グループ）、たかさごサロン、みやぎのサロン、鉢植えサロン（駅東復興公営住宅）、ぽっかぽかサロン、みやふく de 和むちゃ、ふくしましゃべり場（自主グループ）、園芸講座（六丁の目西町復興公営住宅）、ほのほの中央サロン、中田達者 DE サロン、ほのほの柳生・サロン、ほのほの富沢サロン、やっぺし石巻茶話会を考える会、富沢園芸カフェ、ふれあい柳生どっとサロン、富沢地区マジックショー、ふれあいコンサート in 富沢、西多賀交流サロン、柳生ふれあい結いの輪、富沢フラワーアレンジカフェ	169 回 3,219 人	391 人
平成 28 年度 (9 月まで)	気仙沼はまらいんや交流会（自主グループ）、あおばサロン、みやぎのサロン、元気でるでるわかばやし、ふくしましゃべり場（自主グループ）、ぽっかぽかサロン（自主グループ）	36 回 714 人	103 人